

最新情報をいち早くお届けする、週刊通信【ファックス・ウイークリー】

# FAX Weekly

税理士法人 **大樹**  
<http://taizyu.jp>

名古屋：名古屋市中村区名駅3-22-8

一宮本部：一宮市せんい2-9-16

お問い合わせ ☎ 0586-76-857  
FAX 0586-76-8846

発行日 2020年 5月25日(月)

**今週のことば**  
**特別家賃支援給付金（仮称）**

新型コロナの影響により売上が大幅に減少した中小企業や個人事業主等に対して、家賃を補助する制度が検討されており、第二次補正予算案に盛り込まれる予定。

**◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい**

5/25(月) 赤口

26(火) 先勝

27(水) 友引

28(木) 先負

29(金) 仏滅

30(土) 大安

31(日) 赤口 世界禁煙デー・日本ダービー（無観客）

**先週の株と為替**

日経平均株価 円(対米ドル)

5/18(月)	20,134	△ 97	107.17	▼0.08
19(火)	20,433	△299	107.41	▼0.24
20(水)	20,595	△162	107.65	▼0.24
21(木)	20,552	▼ 43	107.77	▼0.12
22(金)	20,388	▼164	107.45	△0.32

**中止等されたイベントに係る寄附金控除**

新型コロナ感染拡大防止のため中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けずにイベント主催者に寄附することを選択した場合、寄附金控除（所得控除又は税額控除）を適用できる制度が創設されました。

**◆ 指定を受けた一定のイベントが対象**

本制度では、令和2年2月～令和3年1月までに国内で開催された又は開催予定だったものの、中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツに関するイベントであって、要件を満たすものを幅広く対象としており、映画やテーマパークなどの観覧イベントも含まれます。

ただし、中止等されたイベントが自動的に本制度の対象となるのではなく、主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けることが必要となります（指定を受けたイベントは文化庁・スポーツ庁のHPで公表）。

**◆ 本制度による控除の適用は確定申告が必要**

指定イベントのチケット等を購入している個人が本制度による寄附金控除の適用を受ける場合は、①主催者に対して払戻しを受けない旨を連絡する、②主催者から「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」の交付を受ける、③2種類の証明書を用いて確定申告を行うことで控除が適用できます。

また、払戻しを受けずに本制度の寄附金控除となる金額は、年間合計20万円が上限となります。

なお、既に払戻を受けている場合や、指定された時点で既に払戻期限が過ぎているイベントについて払戻しを受けていない場合も、要件を満たせば本制度の対象となります。

**■ この記事の詳細は、情報BOX 201519****事業再開に向けた補助金の支援拡充**

新型コロナに伴い、「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「IT導入補助金」では、補助率等を引き上げた「特別枠」が設けられており、A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備、いずれかの投資が補助対象経費の1/6以上であることが要件となっています。

緊急事態宣言の解除等による事業再開を後押しするため、①特別枠のうち、上記B又はCに該当する場合は補助率を3/4に引き上げ、②「ものづくり補助金（特別枠）」と「持続化補助金」は、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の取組に上限50万円（事業再開枠）を上乗せします。

**賃料を減額した場合の消費税率の経過措置**

消費税率10%への引き上げの際、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置により旧税率8%が適用されている賃料を変更した場合は、原則として変更後は経過措置の適用を受けられません。

ただし、新型コロナの影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する場合は、「正当な理由に基づくもの」として、引き続き経過措置が適用されます。

この場合は、契約書や覚書等において支援のために減額する旨を明らかにしておきます。

**詳  
細  
請  
求  
手  
順** 情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】  
 ①03-3940-6000へTEL（プッシュ回線）。  
 ②記事下のBOX番号を入力し#。  
 ③取り出し先のFAX番号を入力し#。  
 ※アンケートのガイドに添って入力して下さい。